

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>第 2 条及び第 3 条 削除</u> <u>（低体重児出生の届出）</u></p> <p><u>第 4 条 法第18条の規定による届出は、別に定める様式による</u> <u>低体重児出生届により行わなければならない。</u> <u>（養育医療給付の申請）</u></p> <p><u>第 5 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請は、別に定める様</u> <u>式による養育医療給付申請書に医師の別に定める様式による</u> <u>養育医療意見書及び世帯調書を添えて行わなければならない</u> <u>。</u> <u>（費用の徴収）</u></p> <p>第10条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、法第21条 の 4 第 1 項の規定に基づき、<u>法第20条の規定に基づく</u>養育医 療の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその 扶養義務者から、当該措置に要する費用について、別表によ り保健所長が決定する額を徴収しなければならない。</p>	<p><u>第 2 条から第 5 条まで 削除</u></p> <p>（費用の徴収）</p> <p>第10条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、<u>地域の自</u> <u>主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係</u> <u>法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第29</u> <u>条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第42条</u> <u>の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）</u>第21条の 4 第 1 項の規定に基づき、<u>旧法第20条の規定に基づく</u>養育医 療の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその 扶養義務者から、当該措置に要する費用について、別表によ り保健所長が決定する額を徴収しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。